

重要事項説明書の補足事項

この補足事項では、業務災害総合保険「重要事項説明書」において  マークを記載した事項およびその他ご留意いただきたい事項についてご説明しています。重要事項説明書とあわせてご確認ください。

1. 所定の手術とは

次のAまたはBをいいます。

A. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（列挙されている手術は、公的医療保険制度を利用していない場合であっても、保険金のお支払い対象となります。）

ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術・授動術および抜歯手術を除きます。

B. 先進医療に該当する手術

2. 建設業におけるJV（甲型共同企業体）工事の補償

建設業におけるJV（甲型共同企業体）工事の補償については、ご契約いただく契約方式により、以下のとおり補償対象となる範囲が異なります。（いずれも補償対象者番号002をセットいただいた場合）

①一般契約

建設業で「売上高」または「完成工事高」を保険料算出の基礎としてご契約いただいた場合は、ご契約者の従業員等に加えて下請負人も補償対象者となります。

ただし、ご契約者がJV（甲型共同企業体）工事の構成企業となる工事に関しては、下請負人は補償対象者とはなりません。

②JV（甲型共同企業体）工事の除外契約

「売上高」から「JV（甲型共同企業体）工事の完成工事高」を差し引いた額を保険料算出の基礎としてご契約いただいた場合は、JV（甲型共同企業体）工事に関しては、ご契約者の従業員等および下請負人いずれも補償対象者とはなりません。

③JV（甲型共同企業体）契約

JV（甲型共同企業体）をご契約者とし、対象となるJV（甲型共同企業体）工事の「請負金額」を保険料算出の基礎としてご契約いただいた場合は、当該JV（甲型共同企業体）工事に従事するJV（甲型共同企業体）を構成する企業の従業員等に加えて当該JV（甲型共同企業体）の下請負人が補償対象者となります。

3. 事故が起こった場合の手続

(1) 保険金をお支払いする事故などが発生した場合は、30日以内に取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。正当な理由なくご通知がない場合や、知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(2) 賠償責任に対する補償（特約）をセットしたご契約で、賠償事故の際、被害者（事故の相手方）から損害賠償請求を受けた、または訴訟となった場合は、直ちにご連絡ください。あらかじめ弊社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(3) 保険金請求権には時効（3年）がありますので、ご注意ください。

(4) 保険金を請求する際は、例えば次表のような「保険の約款」に定める書類のうち、弊社が請求した書類を提出していただく必要があります。なお、お支払いする保険金によって必要書類が異なります。

確認の内容	必要書類の例
請求意思の確認	保険金請求書、印鑑証明書 など
保険事故発生の確認	交通事故証明書 など
損害額の確認	診断書、治療費領収書 など
補償対象者・被保険者であることの確認	健康保険証（写）、住民票、従業員証明書 など
その他	同意書（医療機関照会用）、運転免許証（写） など

(5) 弊社では、保険金のご請求手続が完了した日からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いすることとしておりますが、「保険の約款」に定める特別な調査などが必要な場合には、これを延長することがあります。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

4. 代理請求人制度

従業員などが被保険者（保険の対象となる方）となる特約においては、被保険者が保険金を請求できない状態にあり、かつ保険金を受け取るべき代理人（親権者、成年後見人など）がいない場合に、次の①～③の方により保険金を請求いただくことができます。

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（※1）

②被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（※2）（①の配偶者（※1）がいない場合または①の配偶者（※1）に保険金を請求できない事情がある場合）

③ ①以外の配偶者（※1）または②以外の3親等内の親族（※2）（①、②の方がいずれもない場合または①、②のいずれにも保険金を請求できない事情がある場合）

（※1）法律上の配偶者に限ります。

（※2）法律上の親族に限ります。

5. 被害者（事故の相手方）の先取特権

賠償責任に対する補償（特約）においては、被害者（事故の相手方）には債権者に優先して、弊社に対して損害賠償額を請求することができる権利（先取特権）があります。

6. 確定精算

見込売上高などの予想数字に基づく暫定保険料でご契約いただいた場合は、保険期間の終了後に決算報告書などの必要書類をご提出いただけます。その書類に記載された売上高などの金額に基づいて算出された確定保険料と、既に領収した暫定保険料との差額を精算（確定精算）させていただくこととなります。なお、確定した売上高などの金額が見込売上高などの金額を下回る場合でも、保険料の返還が発生しないことがありますので、あらかじめご了承ください。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

7. 保険証券の確認・保管

(1) ご契約後、デジタル保険証券の場合は「保険契約手続き完了のご案内」はがきが到着しないとき、書面の保険証券の場合は1か月経過しても保険証券が到着しないとき、弊社取扱営業店にご照会ください。

(2) 保険証券は、保険契約の内容が記載されている重要な書類です。内容をご確認いただき、記載内容が事実と異なる場合は、直ちに取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

(3) 「保険契約手続き完了のご案内」はがきまたは書面の保険証券は大切に保管してください。